

和歌山市都市・地域再生等利用区域における占用施設の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市内を流れる河川において水辺空間とまち空間が融合した魅力ある地域が創出されるよう、占用施設（河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達）第2第3項で規定する占用施設をいう。以下同じ。）を使用して営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）による河川敷地占用許可準則第2第1項に規定する都市・地域再生等利用区域における占用施設の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用契約)

第2条 占用施設を使用しようとする者は、あらかじめ都市・地域再生等利用区域における占用施設使用申込書（別記様式）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、河川敷地占用許可準則第2第5第1項の規定により占用施設を使用させようとするときは、占用施設を使用しようとする者との間で書面により当該占用施設の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。

3 使用契約は、5年以内の範囲で占用施設を使用する期間、施設使用者が市に対して支払う施設利用料（占用施設の使用の対価として支払われる金銭をいう。以下同じ。）その他必要な事項を内容とするものとする。

(施設使用者の要件)

第3条 施設使用者は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者とする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの

(3) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

(4) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けずに金品その他の財産上の利益を供与した者

(施設利用料の額)

第4条 施設利用料の額は、別表に定める額とする。

(施設利用料の徴収方法)

第5条 市長は、施設使用者と使用契約を締結したときは、施設利用料に係る納入通知書を当該施設使用者に交付するものとする。ただし、占用施設を使用する期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の施設利用料に係る納入通知書は、毎年度、当該年度分を交付するものとする。

(施設利用料の還付)

第6条 既に納付した施設利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(施設使用者による占用施設の維持管理)

第7条 施設使用者は、使用契約の締結により市長が使用を認めた占用施設及びその周辺の清掃及び美化活動を実施するものとする。

(施設利用料の変更)

第8条 市長は、施設利用料を変更する必要があると認めるときは、改めて施設使用者と使用契約を締結するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

(利用料の経過措置)

2 施設利用料は、都市・地域再生等利用区域周辺の活性化及び賑わいを創出するため、当分の間、別表の基準金額(年額)欄に掲げる額の2分の1に相当する額で算定するものとする。

別表（第4条関係）

使用態様	河川名	左岸又は 右岸の別	区域	単位	基準金額 (年額)
上屋、倉庫、 仮設小屋その 他の建築物	市堀川	右岸	和歌山市雑賀町地先（堀詰橋） から同市本町1丁目地先（京橋） 上流まで	1平方メ ートル	7,560 円
		左岸	和歌山市三木町堀詰地先（堀詰 橋）から同市十二番丁地先（中 橋）上流まで	1平方メ ートル	7,560 円
		右岸	和歌山市本町1丁目地先（京橋） から同市福町地先（中橋）上 流まで	1平方メ ートル	5,400 円
		左岸	和歌山市十二番丁地先（中橋） から同市十三番丁地先（城北橋） 上流まで	1平方メ ートル	5,400 円
		右岸	和歌山市福町地先（中橋）から 同市ト半町地先（城北橋）上流 まで	1平方メ ートル	4,320 円
物揚場、物置 場、栈橋、通 路、橋りょう	市堀川	両岸	和歌山市雑賀町地先（堀詰橋） から同市十三番丁地先（城北橋） 上流まで	1平方メ ートル	1,300 円
船舶係留	市堀川	両岸	和歌山市雑賀町地先（堀詰橋） から同市十三番丁地先（城北橋） 上流まで	1平方メ ートル	1,080 円
柵類	市堀川	両岸	和歌山市雑賀町地先（堀詰橋） から同市十三番丁地先（城北橋） 上流まで	1メート ル	1,080 円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用の面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用の期間が1年に満たないとき、又は使用の期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 3 この表により算定した額が100円未満の場合は、100円とする。
- 4 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての施設利用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。